

計画作成年度	令和 3 年度
計 画 主 体	当 別 町

# 当別町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担 当 部 署 名 経済部農務課農務係  
所 在 地 当別町白樺町 5 8 番地 9  
電 話 番 号 0 1 3 3 - 2 3 - 3 0 9 1  
F A X 番 号 0 1 3 3 - 2 3 - 3 2 0 6  
メールアドレス norin1@town.tobetsu.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス」と表記。）、キジバト、アライグマ、エゾシカ、キツネ、ヒグマ
計画期間	令和4年4月～令和7年3月
対象地域	北海道当別町（町内一円）

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状				
	品目	被害数値			
カラス	数値不明	被害面積	(0.40ha)	被害金額	(287千円)
キジバト	数値不明	被害面積	(0.05ha)	被害金額	(2千円)
アライグマ	スイートコーン	被害面積	1.74ha	被害金額	695千円
	南瓜	被害面積	0.40ha	被害金額	179千円
	計	被害面積	2.14ha	被害金額	874千円
エゾシカ	水稲	被害面積	13.34ha	被害金額	4,283千円
	小麦	被害面積	1.10ha	被害金額	31千円
	大豆	被害面積	0.31ha	被害金額	19千円
	甜菜	被害面積	0.20ha	被害金額	24千円
	牧草	被害面積	2.00ha	被害金額	173千円
	子実とうもろこし	被害面積	1.50ha	被害金額	69千円
	スイートコーン	被害面積	1.20ha	被害金額	575千円
	馬鈴薯	被害面積	0.40ha	被害金額	469千円
	南瓜	被害面積	2.76ha	被害金額	2,664千円
計	被害面積	22.81ha	被害金額	8,307千円	
キツネ		数値不明			
ヒグマ		数値不明			
合計		被害面積	24.95ha (25.40ha)	被害金額	9,181千円 (9,470千円)

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

※ ( ) 内は、令和3年度（令和2年度実績）野生鳥獣被害調査後に判明。

(2) 被害の傾向

【カラス、キジバト】

毎年、春期の豆類の播種期から発芽期にかけての食害による被害が発生している。  
また、各種感染症の媒介による環境衛生面の被害も懸念される。

### 【アライグマ】

町内全域で出没し、春先から活動が活発となり、特に農作物の収穫期にはイチゴやスイカ、スイートコーン、飼料用作物等を中心に被害が発生している。

冬季間は、畜産配合飼料や玄米、糠などの食害や糞尿による被害が発生している。

### 【エゾシカ】

町内全域で被害が発生している。特に山林に面している地区での被害が多発している。被害の内容は、農作物への食害、踏み荒らしが主である。

### 【キツネ】

キツネによるスイートコーンの食害が多くみられる。

### 【ヒグマ】

冬眠期間を除いて、山間地域の主要道路や丘陵地帯を横断するなどの目撃情報が多い。今のところ農作物の被害状況は報告されていないが、頻繁な出没は農作物の被害だけでなく人身事故が起きることも懸念される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

### (3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害金額	9, 181千円	30%軽減を目標

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	【共通】 JA北石狩による捕獲許可の申請と捕獲の実施。	【共通】 銃器が使用できない地域での対応。
	【カラス、キジバト】 捕獲従事者による銃器での捕獲。	【カラス、キジバト】 銃器を使用できない市街地周辺の捕獲が困難。
	【アライグマ】 アライグマについては、農家の庭先や耕作地に箱わなを設置し、捕獲を実施している。捕獲個体は、町職員がCO2による処分を行っている。	【アライグマ】 近年捕獲数が増加している中、令和2年度は、前年度より倍増しており、町内生息数の増加が予想される。

	<p><b>【エゾシカ】</b> 捕獲従事者による銃器、くくりわな、囲いわなでの捕獲。</p>	<p><b>【エゾシカ】</b> 相当数を捕獲しているが、増加傾向にあり、被害がなかなか減少しない。 農地は、平地が多い状況から、銃による捕獲が制限される。 わな設置後の巡回負担が大きい。 捕獲個体の処理負担が大きい。</p>
	<p><b>【キツネ】</b> 捕獲従事者による銃器での捕獲。</p>	<p><b>【キツネ】</b> 農作物の収穫時期の捕獲が困難。</p>
	<p><b>【ヒグマ】</b> 捕獲従事者による箱ワナでの捕獲。</p>	<p><b>【ヒグマ】</b> 近年、耕作地でも出没し、個体の発見事例が増加している。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>鳥獣被害防止総合対策事業で、総延長122,298mの電気防護柵を設置している。</p>	<p>防護柵は、広範囲にわたる整備が必要なこと、費用が嵩むこと、春先に設置し秋に撤去する労務の増加等の課題がある。</p>
生息環境管理その他の取組	<p><b>【アライグマ】</b> アライグマの特徴、被害の内容、行動、被害防止策などに関する知識の普及啓発を行っている。</p>	<p><b>【アライグマ】</b> 令和2年度の捕獲数は、倍増しており、個体数の増加に捕獲従事者数の増加が追い付いていない。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。  
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。  
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。  
4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p><b>【共通】</b> 農地への侵入防止のための電気柵設置の推進。 既設電気柵の適正管理の呼びかけ。 鳥獣を誘引する農業残渣の適正管理の呼びかけ。 捕獲機材の更新・増設等、効果的な捕獲体制の整備を適宜行う。 当別町鳥獣被害対策協議会を中心に ① 農業団体、狩猟者の外部団体、農林業関係機関と連携しながら、被害防止に向けて効果的な対策等を協議する。 ② 捕獲体制の強化・効率化を図る。 ③ 被害防止対策に携わる者の鳥獣の習性等に関する知識の向上を図る。</p>
--

**【カラス、キジバト】**

捕獲従事者による銃器での捕獲を行っているが、市街地周辺などでは捕獲が困難なため、誘引の原因となる生ごみ等の適正管理を進める。

**【アライグマ】**

町内全域で箱ワナによる捕獲を行っているが、令和2年度は、前年度より倍増しており、捕獲体制の強化を図るとともに、必要に応じて電気柵などの整備を推進する。

**【エゾシカ】**

捕獲従事者による銃器、くくり罠、囲い罠による捕獲を行っているが、生息数も増加傾向にあり、被害がなかなか減少しないため、農業者と捕獲従事者の一層の連携による捕獲を進める。また、必要に応じてくくり罠、囲い罠などの整備を推進する。

**【キツネ】**

捕獲従事者による銃器、箱ワナによる捕獲を行っているが、市街地周辺などでは捕獲が困難なため、誘引の原因となる生ごみ等の適正管理を進める。

**【ヒグマ】**

地元狩猟者の外部団体と連携し、銃器や箱わなによる捕獲及び追い払いを行う。  
住民に対して、生ゴミ・農作物残渣の管理徹底（野外放置しないことなど）の普及・啓発を行う。

ヒグマの出没地域においては、出没注意の看板を設置し注意を促す。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する（ICT（情報通信後術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

**【共通】**

J A北石狩の依頼を受けた捕獲従事者により捕獲を行う。

**【カラス・キジバト、キツネ】**

引き続き狩猟者の外部団体を中心に銃器による捕獲体制を継続する。

**【アライグマ】**

外来生物法に基づく当別町防除実施計画により、地先の農業者等が中心となり捕獲を行う。捕獲後の個体は、町が処分を行う。

**【エゾシカ】**

農業者と捕獲従事者の連携により銃器、囲いわな、くくり罠で捕獲を行う。

**【ヒグマ】**

地元狩猟者の外部団体を中心に捕獲・処分を行う。捕獲に当たっては、人・家畜・農作物等の被害が懸念される個体のみ捕獲するものとする。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4～6	カラス、キジバト、アライグマ、エゾシカ、キツネ、ヒグマ	捕獲機材の更新及び運営方法と体制の整備を適宜行い、捕獲頭数の増加を図る。 ・わな猟免許等狩猟免許取得の推進 ・狩猟者の確保、育成 ・効果的捕獲機材の導入検討

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p><b>【カラス・キジバト】</b>                      捕獲計画数は、近年の捕獲実績及び許可捕獲頭数に基づき設定する。</p> <p><b>【アライグマ】</b>                      アライグマについては、外来生物法の対象動物であることから捕獲計画数は定めず可能な限り捕獲する。</p> <p><b>【エゾシカ】</b>                      推定生息頭数及び近年の捕獲実績に基づき、捕獲計画頭数を設定する。                      また、生息数が急増していることが推察されることから、メスジカを積極的に捕獲する計画を設定する。</p> <p><b>【キツネ】</b>                      捕獲計画数は、近年の捕獲実績及び許可捕獲頭数に基づき設定する。</p> <p><b>【ヒグマ】</b>                      人・家畜・農作物等への被害の発生又は被害の恐れがある場合など、出没状況等に応じて捕獲する。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	4年度	5年度	6年度
カラス	40	40	40

キジバト	20	20	20
アライグマ	捕獲計画数は定めず可能な限り捕獲する。		
エゾシカ	150	150	150
キツネ	30	30	30
ヒグマ	出没個体の状況に応じた捕獲を行うため、捕獲計画数は設定しない。		

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

<p>捕獲等の取組内容</p> <p><b>【共通事項】</b>  捕獲予定場所は、当別町内一円とする。  鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号の場所及び区域（鳥獣保護区等）において、鳥獣の捕獲等を行わなければ農産物の被害の軽減を図れないと判断される場合は、許可権者の許可を受け捕獲等を行う。</p> <p><b>【カラス、キジバト】</b>  地元狩猟者の外部団体の協力のもと銃器による捕獲（4月～1月）を行う。ただし、特定猟具使用禁止区域（銃）においては実施しない。</p> <p><b>【アライグマ】</b>  箱わなにより通年で当別町全域を対象に捕獲を実施する。</p> <p><b>【エゾシカ】</b>  地元狩猟者の外部団体の協力のもと銃器及びわなによる捕獲（4月～3月）を行う。ただし、特定猟具使用禁止区域（銃）においては実施しないものとする。</p> <p><b>【キツネ】</b>  地元狩猟者の外部団体の協力のもと銃器による捕獲（4月～9月）を行う。ただし、特定猟具使用禁止区域（銃）においては実施しないものとする。</p> <p><b>【ヒグマ】</b>  地元狩猟者の外部団体の協力のもと銃器や箱わなによる捕獲を行う。ただし、人・家畜・農作物等への被害の発生又は被害の恐れがある場合など必要に応じて行う。</p>
---

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵等の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	4年度	5年度	6年度
エゾシカ、 アライグマ、 キツネ	エゾシカ用 電気柵 3段 17,150m	エゾシカ用 電気柵 3段 20,000m	エゾシカ用 電気柵 3段 20,000m
	エゾシカ・アライグマ用 電気柵 6段 5,060m	エゾシカ・アライグマ用 電気柵 6段 6,000m	エゾシカ・アライグマ用 電気柵 6段 6,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	4年度	5年度	6年度
エゾシカ	侵入防止柵の管理	侵入防止柵の管理	侵入防止柵の管理

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ、追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4～6	カラス、キジバト、アライグマ、エゾシカ、キツネ、ヒグマ	被害防止に関する知識等の普及を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生ごみ・農業廃棄物等誘因物の適正管理を図るなどの未然防止対策の普及啓発</li> <li>・ 対象鳥獣の生態、関係法令に関する知識等の普及指導</li> <li>・ 未然防止対策としての下草刈等の実施</li> </ul>

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項



(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
北警察署・交番（当別・太美）	ヒグマの出没時に対する人身事故の防止、安全確保対策や付近のパトロールの実施、必要な交通の遮断、その他、住民への注意喚起の実施等
北海道猟友会当別支部	ヒグマの動向等の捜査・確認、状況に応じた捕獲及び追い払い
当別町住民環境部環境生活課	ヒグマ出没に対する地元猟友会と連携した捜査及びパトロール、関係機関への連絡、警察との連携による安全確保対策、付近のパトロール、必要な交通の遮断、その他、住民への注意喚起の実施等
北石狩農業協同組合	ヒグマ出没に関する組合員への周知及び農作物の被害状況の把握等

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣対策実施隊、猟友会等の名称を記載する。  
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関が等が果たすべき役割を記入する。  
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規定等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

別紙のとおり
--------

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した個体及び残滓は、関係法令を遵守し、埋設又は焼却処分する。
----------------------------------

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

	現 状	目 標
食品	【エゾシカ】 捕獲数の一部が処理加工施設に搬入されている。	捕獲動物の有効利用に係る知識の普及啓発により、捕獲数のうち有効利用される個体数増加と利用方法拡大の促進を図る。
ペットフード	なし	
皮革	なし	
その他	なし	

- (注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

捕獲したエゾシカ等を有効利用する場合は、厚生労働省が作成した「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」並びに北海道が作成した「エゾシカ衛生処理マニュアル」に留意した必要な処理を行い、食肉の衛生や安全性を確保するため、衛生管理にかかる知識の普及啓発を図る。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

協議会の名称	当別町鳥獣被害対策協議会
--------	--------------

構成機関の名称	役割
北石狩農業協同組合	被害農家からの情報収集、被害報告 被害防止対策 協議会事務局を担当
株式会社辻野商店	被害農家からの情報収集、被害報告 被害防止対策
当別町	被害状況の実態把握 啓蒙・啓発活動 被害防止対策

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道猟友会当別支部	有害鳥獣関連情報の提供 有害鳥獣駆除・捕獲への協力（銃器による） 専門的立場から捕獲の助言
北海道石狩振興局保健環境部環境生活課	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく捕獲許可 鳥獣被害対策に関する情報提供、指導、助言 農業被害状況等の取りまとめ

北海道石狩振興局産業振興部農務課	鳥獣による農業被害状況の取りまとめ 農業被害対策に関する情報提供、指導、助言
北海道石狩振興局産業振興部林務課	鳥獣による林業被害状況の取りまとめ 林業被害対策に関する情報提供、指導、助言
北海道石狩農業改良普及センター石狩北部支所	鳥獣による農業被害状況の取りまとめ 農業被害対策に関する情報提供、指導、助言 農業者への情報提供
北海道石狩振興局森林室	鳥獣による林業被害状況の取りまとめ 林業被害対策に関する情報提供、指導、助言 林業者、入林者への情報提供
当別町森林組合	鳥獣による林業被害情報の収集 林業者への情報提供等

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年10月1日より当別町鳥獣被害対策実施隊を設置。実施隊員は、当別町ヒグマ等防除員とし、人数は、20名以内とする。  
主な活動内容は、被害防止計画に定める対象鳥獣の捕獲等に関する事。被害の状況、鳥獣類の出没状況等の調査に関する事。その他、鳥獣被害防止対策に関する事。

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。  
2 鳥獣被害対策実施帯を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

隣接市町村等から情報収集し、対象鳥獣の生息や行動の把握等の情報を共有する。  
鳥獣を捕獲するときに銃器を使用する場合、関係法令等の順守と安全確認を徹底し、事故の防止に努める。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

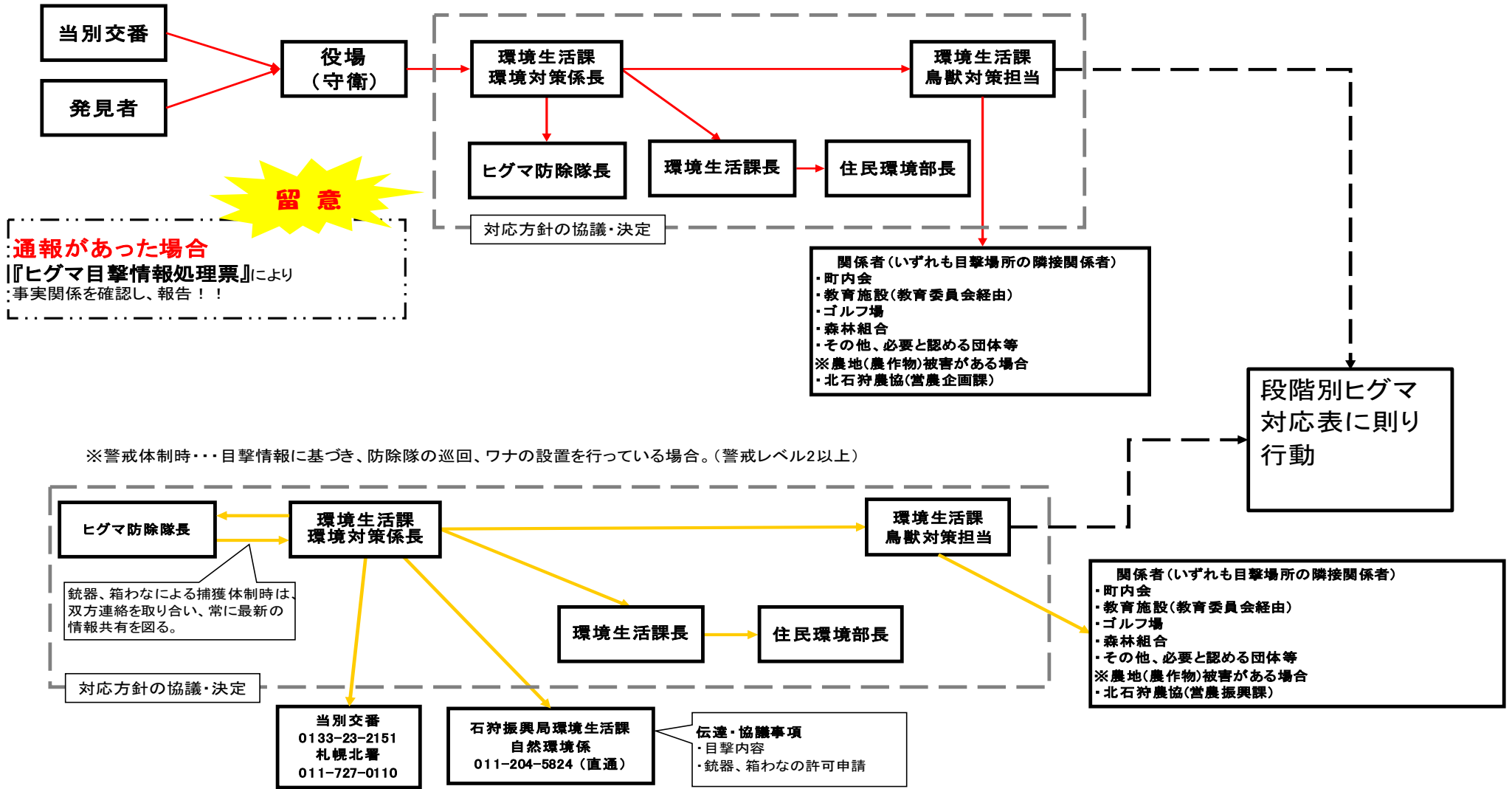
### 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

# 当別町におけるヒグマ対策行動マニュアル

(緊急時の連絡体制: 令和4年度～6年度)



# 段階別ヒグマ対応表

## ◆レベル0：事前準備

- ヒグマ対応通報先リストの事前準備
- ヒグマ防除隊員の任命
- ヒグマ防除隊との捕獲やパトロールに関する事前調整

## ◆レベル1：足跡、糞が確認された。

- ①ヒグマ対応通報先リストを追記し、電話連絡。
- ②役場職員による、広報車等でのパトロール（出没場所によっては、街宣も実施）。
- ③ポスターの掲出。
- ④警察によるパトロールを依頼。
- ⑤ホームページの掲出（住宅地付近での発見は、「重要なお知らせ」で掲出も検討）

## ◆レベル2：姿が目撃された！

- ①～⑤
- ⑥ホームページ「重要なお知らせ」の掲出（チラシ配布等も検討）
- ⑦ヒグマ防除隊員によるパトロールを指示（予備費充用も検討）。
- ⑧捕獲の検討（発見場所の周辺状況により捕獲の実施。特に問題グマは要注意）。  
※問題グマ＝「日中に出没し人を怖がらない」など。
- ⑨マスコミ報道検討。

## ◆レベル3：被害の発生（農作物等物的被害）！！

- ①～⑨
- ⑩捕獲の実施（箱ワナ若しくは銃による捕獲）。

## ◆レベル4：人的被害（恐れ含む）の発生！！！！

- ①～⑩
- ⑪捕獲の実施（周辺猟友会等に応援要請）。
- ⑫外出制限の検討（実施）。

※ 街宣・パトロールの時間帯・頻度・人員、ポスターの掲示期間、捕獲方法等については、発見場所や付近の状況などにより検討し決定する。

※ 町内小中学校生徒の登下校に関する見守り活動等は教育委員会に委ねる。